

# 構造改革特区

～地域の活力で日本を元気に～



内閣官房 地域活性化統合事務局  
内閣府 地域活性化推進室

## 目 次

I	構造改革特区制度とは . . . . .	2
II	規制の特例措置の提案について . . . . .	5
III	特区計画の認定について . . . . .	7
IV	規制の特例措置の評価について . . . . .	9
V	規制の特例措置（特定事業）の事例について . . . . .	11
VI	地域再生制度等との連携について . . . . .	15
VII	相談・質問など . . . . .	17

## 構造改革特区など地域活性化の相談窓口

内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府地域活性化推進室

住所：東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

TEL：(03)5510-2467 メール：toc@cas.go.jp

北海道地方連絡室(北海道)

住所：札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階

TEL：(011)706-0100 メール：g.hokkaido@cas.go.jp

東北圏地方連絡室(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県)

住所：仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎7階

TEL：(022)265-9889 メール：g.tohoku@cas.go.jp

首都圏地方連絡室(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

住所：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館15階

TEL：(048)601-3100 メール：g.shuto@cas.go.jp

北陸圏・中部圏地方連絡室(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

住所：名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局4階

TEL：(052)219-8655 メール：g.hokuriku\_chubu@cas.go.jp

近畿圏地方連絡室(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

住所：大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館3階

TEL：(06)4790-6148 メール：g.kinki@cas.go.jp

中国圏地方連絡室(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

住所：広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館2階

TEL：(082)224-5615 メール：g.chugoku@cas.go.jp

四国圏地方連絡室(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

住所：高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎4階

TEL：(087)811-8308 メール：g.shikoku@cas.go.jp

九州圏・沖縄県地方連絡室(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

住所：福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館7階

TEL：(092)432-1964 メール：g.kyushu\_okinawa@cas.go.jp

# I 構造改革特区制度とは

## 構造改革特区制度の概要

実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがあります。

構造改革特区制度は、こうした実情に合わなくなった国の規制について、地域を限定して改革することにより、構造改革を進め、地域を活性化させることを目的として平成14年度に創設されました。平成24年までの10年間で、1,100余の特区が生まれ、地域で様々な取組が成されてきたところです。「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）においても、地域の特色を生かした地域経済の活性化を図るために、構造改革特区制度を活用することがうたわれています。

地域活性化統合事務局では、民間事業者や地方公共団体はもとより、どなたからでも要望、相談、提案を受け付け、新たな規制の特例措置の実現などの規制改革を進めています。

また、既に規制の特例措置のメニューができているものについては、地方公共団体が特区計画を作成・申請し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、特区計画に定めた区域内で、その規制の特例措置を活用することができます。

地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を活かした地域の活性化を実現するために、地域の取組の妨げとなる規制を取り除くツールとして、構造改革特区制度を活用ください。

## 構造改革特区制度の目標

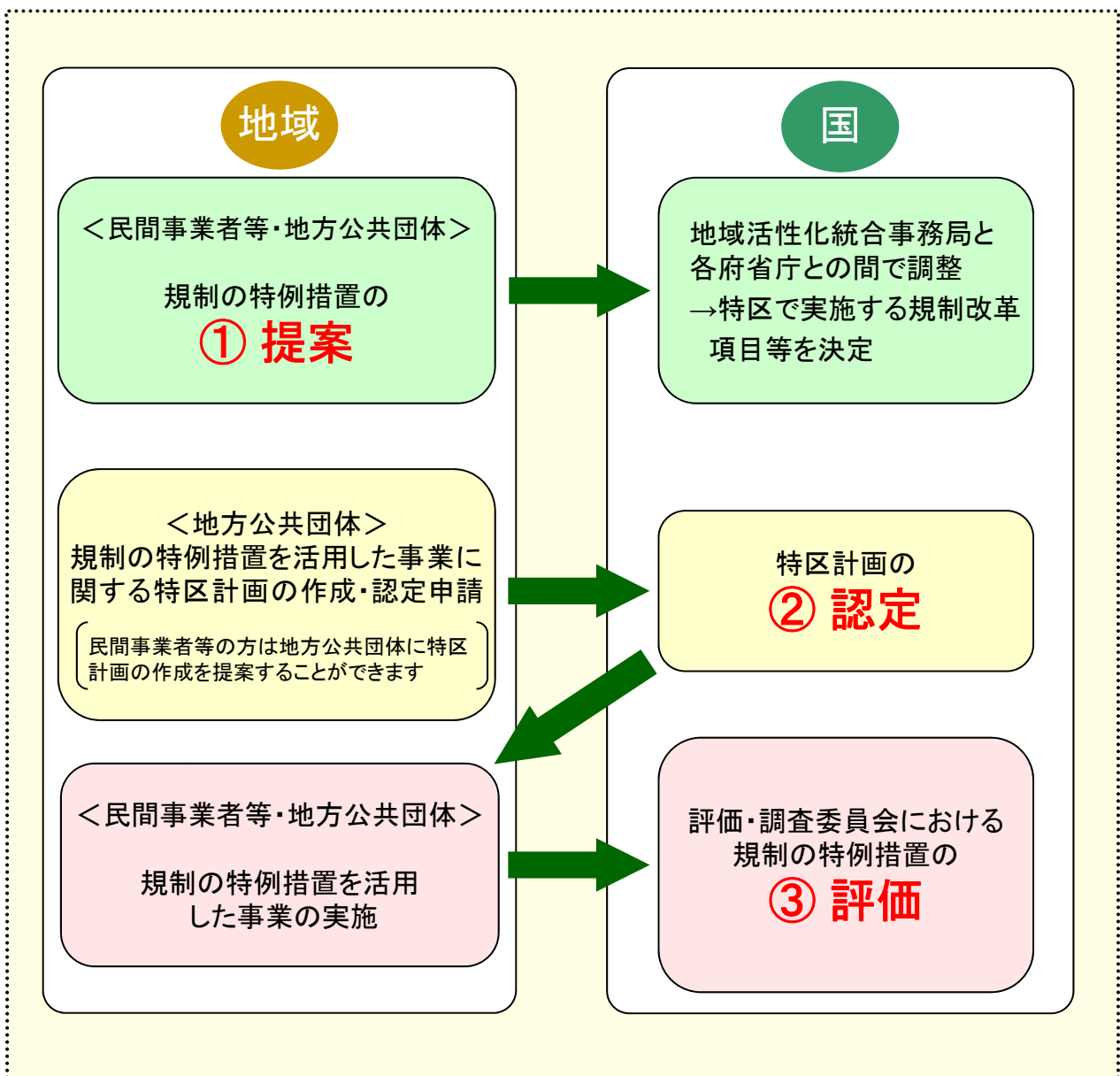
構造改革特区制度は、次の2点を目標としています。

- ① 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- ② 地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域の活性化につなげること。

## 構造改革特区制度の流れ

構造改革特区制度は、

①規制の特例措置の提案 ②特区計画の認定 ③規制の特例措置の評価  
により構成されています。



### ① 規制の特例措置の提案とは ～規制改革のメニューを作るためのアイデアを募集～

規制の特例措置は、**民間事業者や地方公共団体を始め、皆様からの提案**に基づいて整備します。このため、地域活性化統合事務局は、**年に2回(通常10月及び3月)新たな規制の特例措置の提案を皆様から幅広く募集します**。いただいた提案については、地域活性化統合事務局が関係府省庁と調整を行い、規制の特例措置として実現した場合は「構造改革特別区域基本方針別表」(以下「メニュー表」という。)に掲載します。

構造改革特別区域推進本部のホームページにおいて、メニュー表を公表するとともに、規制の特例措置を活用できる事業(特定事業)の概要一覧についても公表しています。

(詳細はP5、6)

### ② 特区計画の認定とは ～規制の特例措置を活用するには特区計画の認定が必要～

メニュー表にある規制の特例措置を活用した事業を行う場合は、地方公共団体がその事業に関する特区計画を作成し、内閣総理大臣から認定を受ける必要があります。特区計画には、区域の範囲や活用する特例措置の内容など所定の項目を記載してください。

特区計画の認定申請は、**年に3回(通常5月、9月及び1月)集中的に受け付けます**。

また、**集中受付期間に先立ち、1ヶ月間の事前相談期間を設けます**ので、特区計画の作成や手続きの流れなど、不明の点がある場合は、地域活性化統合事務局に相談してください。また、規制の特例措置の活用を希望される**民間事業者等の方は、地方公共団体に対して特区計画作成の提案ができる**とともに、必要に応じて**地方公共団体と共同で特区計画認定の申請ができます**ので、関係する地方公共団体に相談してください。

(詳細はP7、8)

### ③ 規制の特例措置の評価とは ～規制の特例措置は評価により全国的な規制改革に拡大～

メニュー表にある規制の特例措置については、規制改革に伴う弊害が生じていないかなどの観点から、その**実施状況について有識者からなる構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において評価を行います**。その上で、特段の問題がないものは、原則として全国レベルの規制改革に拡大されます。これが、特例措置の全国展開と呼ばれるものです。

(詳細はP9、10)

【構造改革特別区域基本方針はこちらから】

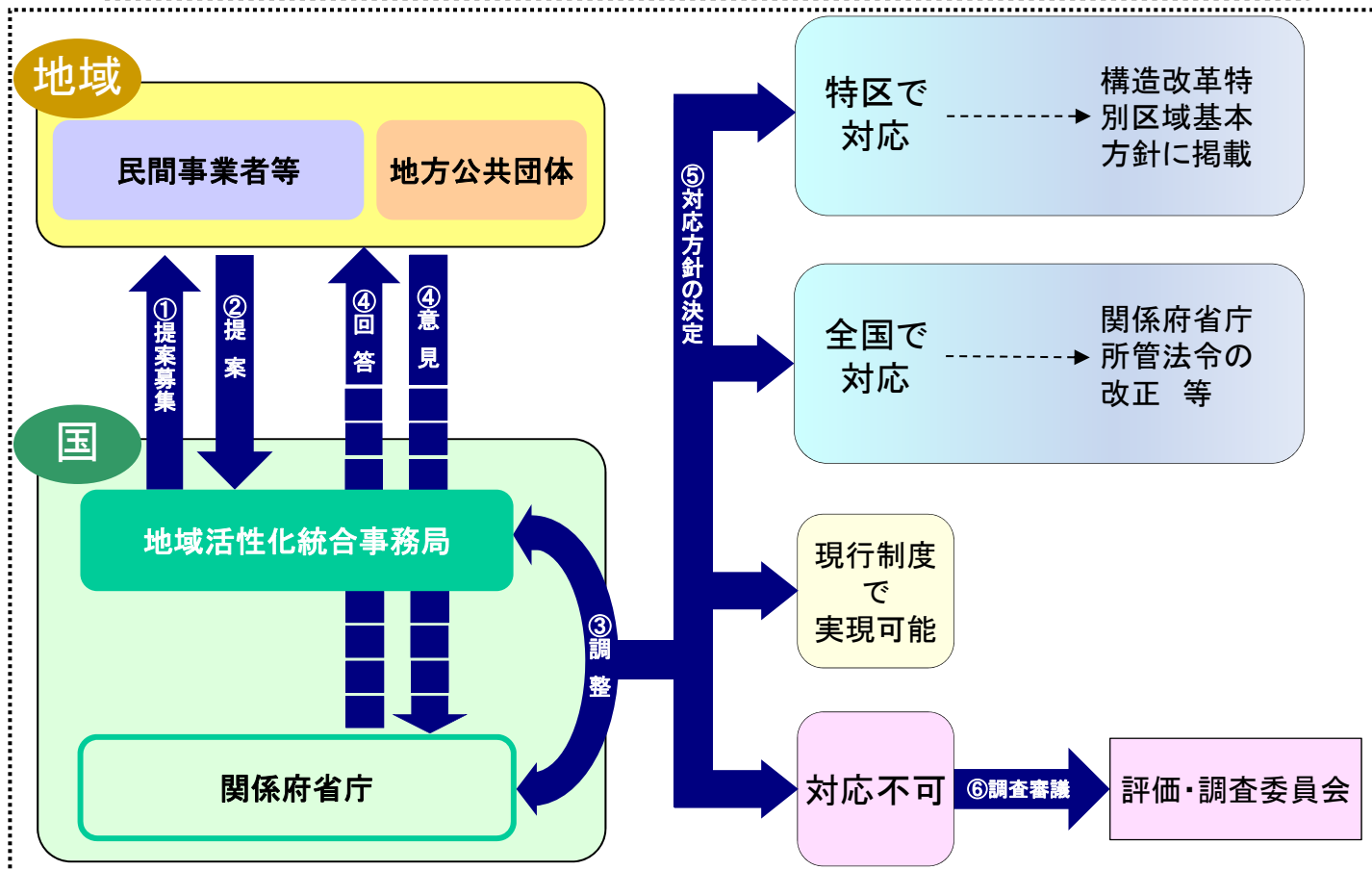
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hourei.html>

【規制の特例措置を活用できる特定事業一覧はこちらから】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/panf/index.html>

## Ⅱ 規制の特例措置の提案について

新たな規制の特例措置の提案を皆様から幅広く募集します。いただいた提案については、地域活性化統合事務局が関係府省庁と調整を行い、実現したものは構造改革特別区域基本方針（閣議決定）に掲載します。



- ① 地域活性化統合事務局が提案の募集を行います。応募の方法については、募集の都度、構造改革特別区域推進本部のホームページ(P18参照)において公表します。
- ② 地方公共団体・民間事業者・個人の方など、どなたでも提案いただけます。
- ③・④いただいた提案の実現に向けて、地域活性化統合事務局が関係府省庁と調整を行います。調整の際、関係府省庁からの「回答」に対して、提案者は「意見」を提出する機会があります。関係府省庁と地域活性化統合事務局との調整状況、提案者の「意見」は全てホームページ上に公開します。
- ⑤ 調整の結果について、構造改革特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣)が政府の対応方針を決定します。
- ⑥ 「対応不可」とされた提案の中から、経済的社会的に意義がある提案について、評価・調査委員会で実現に向けた調査審議が行われます。必要に応じ、委員会の場で、提案者、関係府省庁、有識者からの意見聴取が行われます。

## 提案を実現するためのポイント

### 提案書記載の際には…

#### 「ニーズ」「規制の特例措置内容」「効果」を具体的に記載すると効果的です

- 規制の特例措置によりどのような事業が可能となるのか、逆に現在の規制によってどのような事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記述すると効果的です。
- どのような規制改革が必要なのか、単に規制を廃止するというだけでなく、どのような規制に変えればいいのかなどを検討してください。
- 規制の特例措置により期待される効果を記載してください。

記載例) 地域での観光振興のため〇〇を行うことを検討していますが、〇〇を行うのに必要な△△が現在の規制では認められていません。△△は〇〇を行うのに必要不可欠であり、地域の現状から考えて△△を認めることに特段の問題があるとは考えられません。〇〇を行うことによる観光振興により地域経済に◇◇億円の波及効果が見込まれ、都市部との交流拡大による地域の活性化も見込まれます。

記載例) 〇〇の製造免許を得るために必要な△△の最低製造見込み数量について、現在は年◇◇kgとなっているが、これを年間××kgに変更してほしい。製造コストを賄うためには××kg程度の製造は最低限必要と考えられるため、この基準の方が合理的です。

※単に税や補助金の優遇を求める提案については、検討の対象外となります。

#### 過去の議論を踏まえた提案をすると効果的です

- 過去に提案されたものと同じ提案を行う際には、これまで関係府省庁から示された回答や懸念事項に対する具体的な解決方法等を示すと効果的です。

記載例) 第〇次提案で△△省からの回答に示された、規制を緩和した場合に考えられる◇◇の弊害については、当市において××を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

※過去の提案については、ホームページをご覧ください。か、地域活性化統合事務局までお問い合わせください。

### 提案書提出後は…

#### 関係府省庁に対する「意見」を提出してください

- 地域活性化統合事務局と関係府省庁との間での調整の際、関係府省庁から懸念事項などが示されます。これらに対して、具体的な解決方法などを「意見」として提出してください。
- ※「意見」を求める際には、地域活性化統合事務局から提案者に連絡をいたします。また、提案に対する関係府省庁からの回答については、ホームページで公開しています。

### わからないことがあったら…

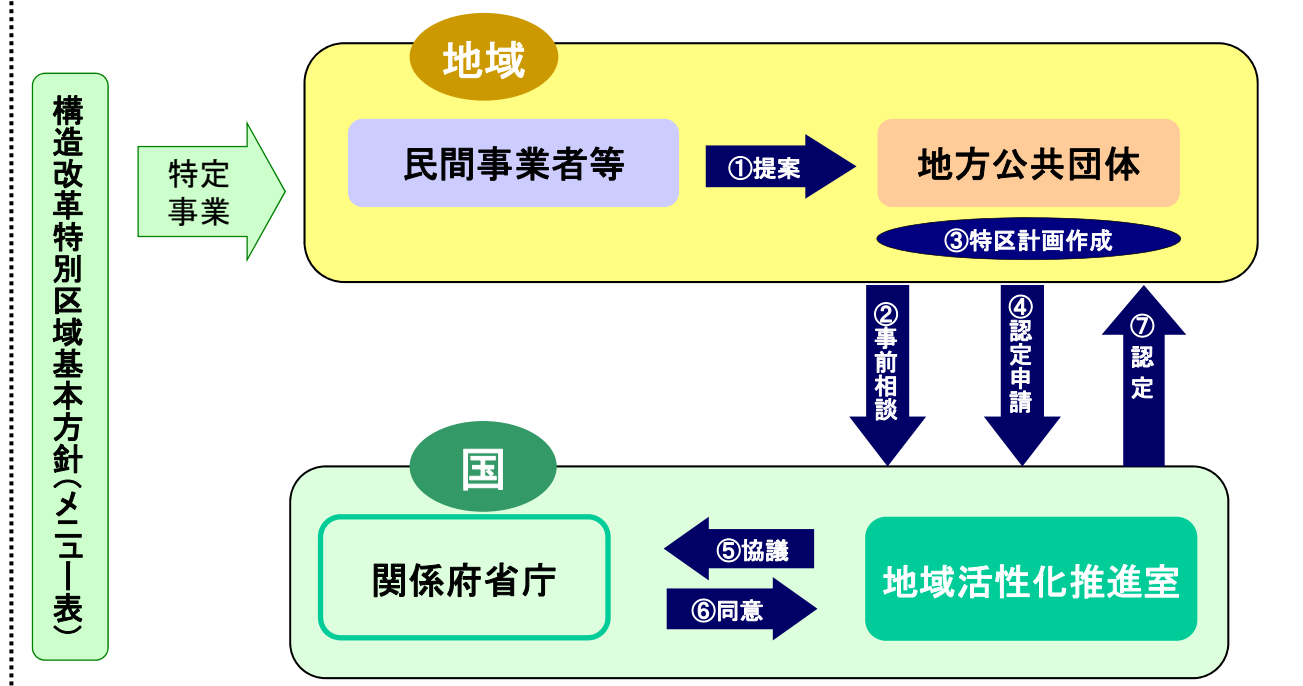
#### ご相談を受け付けています(詳細はP17)

- 事業活動を阻害している規制の特定、代替措置の検討、提案書の書き方、効果的な参考資料の作成方法など、お気軽にご相談ください。みなさまのお悩みにお答えします。
- ※特区エキスパート、地方連絡室もご活用ください。

【過去の提案・関係府省庁からの回答についてはこちらから】  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/teianbosyu.html>

### Ⅲ 特区計画の認定について

地方公共団体は、構造改革特別区域基本方針のメニュー表に掲載されている規制の特例措置を活用した事業に関する特区計画を作成・申請し、内閣総理大臣の認定を受けます。こうして行われる事業を特定事業といいます。



- ①～④ 地方公共団体は、規制の特例措置を活用した事業(特定事業)に関する特区計画を作成し、認定申請をします。なお、民間事業者等が特定事業の実施を希望する場合は、地方公共団体に対して特区計画作成の提案ができるとともに、必要に応じて地方公共団体と共同で特区計画認定の申請ができます。
- ⑤・⑥ 認定申請された特区計画は、必要事項の記載や認定基準の適合状況について確認します。
- ⑦ 内閣総理大臣の認定により、特定事業の実施が可能となります。

計画実施時の  
行政機関の配慮

○ 事業実施に必要な許認可等の運用に当たって、関係行政機関の長に対して配慮を求めることができます。

提案者特区への  
重点的な支援

○ 提案者が関係する特区計画について、計画策定時の相談や認定後の助言等を行います。

【認定申請の手続き等についてはこちらから】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sinsei.html>

【規制の特例措置を活用できる特定事業一覧はこちらから】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/panf/index.html>

(主な特定事業はP13に掲載しています)



# 特区計画の認定状況（平成24年11月末現在）

## 主な分野別

1,189の特区が誕生しました。

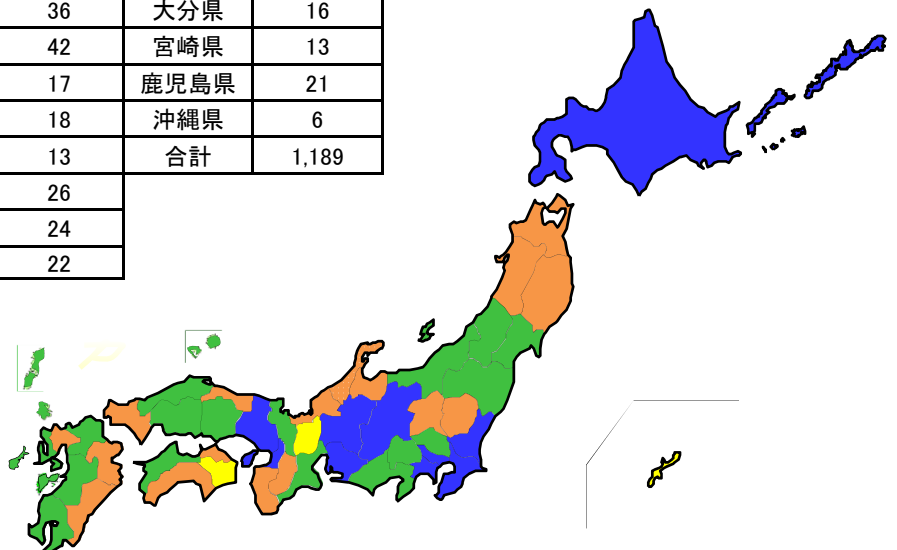
教育分野	(例) ●特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）を認める特区（全国展開済）・・・109件
農林水産分野	(例) ●「どぶろく・果実酒」の製造免許の要件緩和を認める特区・・・135件 ●農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入を認める特区（全国展開済）・・・71件
幼保・医療・福祉分野	(例) ●高齢者のための介護施設で障害者等のデイサービスを認める特区（全国展開済）・・・27件 ●NPOボランティア輸送によるセダン車の使用を認める特区（全国展開済）・・・156件
環境分野	(例) ●レンタカー型カーシェアリングについて無人の貸渡しシステムを実施できる特区（全国展開済）・・・6件
産業振興 まちづくり分野	(例) ●特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託が可能となる特区（全国展開済）・・・4件 ●自動車の回送運行時における仮ナンバー表示を柔軟化する特区（全国展開済）・・・5件

## 都道府県別

(累計件数)

北海道	115	福井県	11	山口県	18
青森県	16	山梨県	20	徳島県	8
岩手県	19	長野県	75	香川県	11
宮城県	29	岐阜県	38	愛媛県	20
秋田県	19	静岡県	22	高知県	18
山形県	20	愛知県	49	福岡県	21
福島県	25	三重県	26	佐賀県	10
茨城県	39	滋賀県	8	長崎県	20
栃木県	17	京都府	29	熊本県	27
群馬県	18	大阪府	36	大分県	16
埼玉県	24	兵庫県	42	宮崎県	13
千葉県	34	奈良県	17	鹿児島県	21
東京都	48	和歌山県	18	沖縄県	6
神奈川県	31	鳥取県	13	合計	1,189
新潟県	29	島根県	26		
富山県	12	岡山県	24		
石川県	13	広島県	22		

- 認定計画数 30件～
- 認定計画数 20～29件
- 認定計画数 10～19件
- 認定計画数 ～9件



注1：複数の県にまたがる特区があるため(4特区)各県の合計は1,189と一致しない。  
注2：特区の全国化に伴い、現在の特区数は345件。

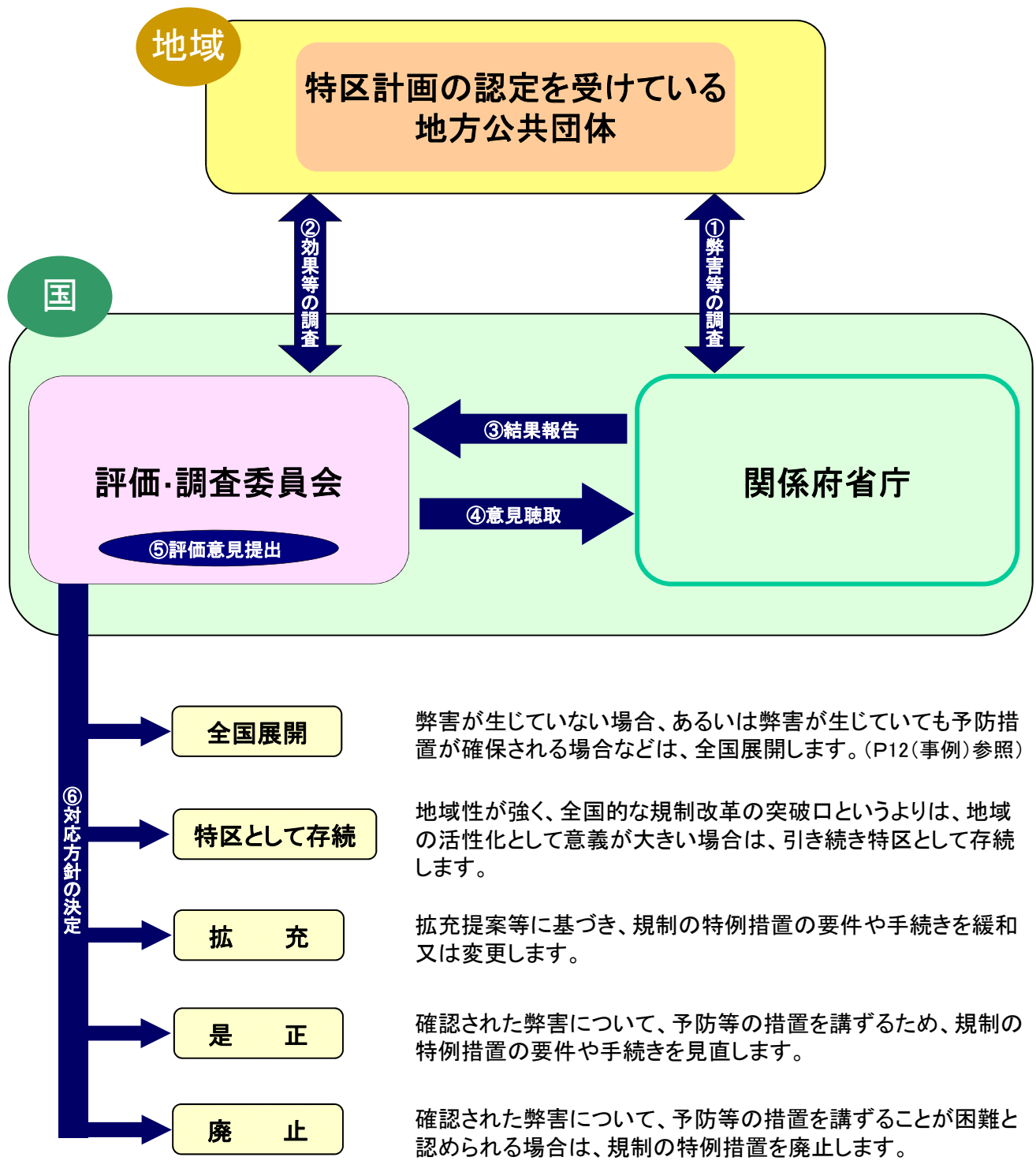
【過去に認定された特区計画はこちらから】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/ninteisinsei.html>

## IV 規制の特例措置の評価について

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、規制の特例措置の実施状況に基づき評価を行い、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、原則として全国展開します。

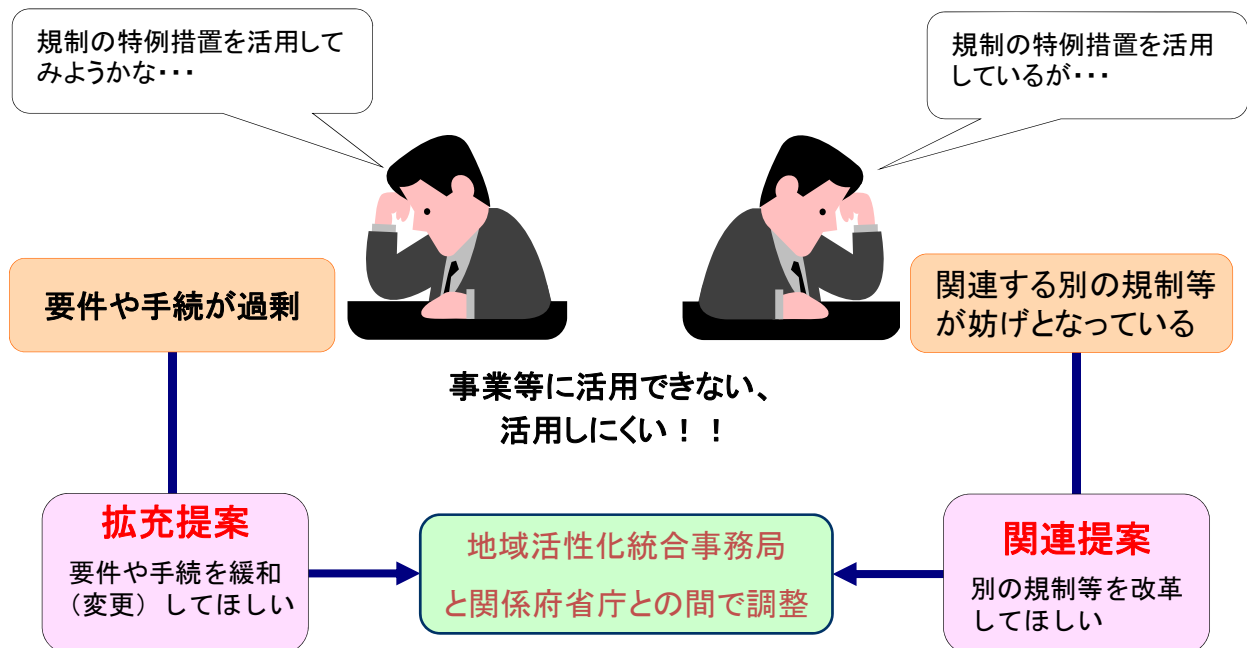
その他、地域性が強い規制の特例措置については特区において当分の間存続させるなどの対応を決定します。



- ① 関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、弊害の発生の有無等に関する調査を行います。
- ② 評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行います。
- ③ 関係府省庁の長は、調査の結果を評価・調査委員会に報告します。
- ④ 評価・調査委員会は必要に応じて関係府省庁から意見を聴取します。
- ⑤ 評価・調査委員会は、①～④の結果を踏まえ、規制の特例措置の評価を行い、本部長（内閣総理大臣）に意見を提出します。
- ⑥ 評価・調査委員会の意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部が政府の対応方針を決定します。

## 拡充提案・関連提案

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集します。これらの提案がある場合、関係府省庁と調整を行い、その結果については、評価において活用するため、評価・調査委員会に報告します。



【評価・調査委員会についてはこちらから】

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hyouka\\_chousa.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hyouka_chousa.html)

# V 規制の特例措置(特定事業)の事例について

## 特区の事例

### 特定農業者による特定酒類の製造事業

認定地方公共団体:岩手県遠野市(平成15年11月～)



#### 特定事業の概要

農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造する場合には、最低製造数量基準を適用しないこととする特例です。

#### 事業実施の意義

農家民宿等を営む農業者が、自らが生産した米を原料として濁酒を製造・提供することにより、地域資源を活用したグリーンツーリズムが推進され、交流人口の増加につながることが期待されます。

### 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

認定地方公共団体:千葉県(平成24年3月～)



#### 特定事業の概要

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となる特例です。

#### 事業実施の意義

児童発達支援センターにおける児童の給食について、各種調理機材が完備し、栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や人件費の節減、調理業務効率の向上、給食経費の節減が期待されます。

これにより、多くの事業主体による児童発達支援センター設置への参入や、障害児通所施設から児童発達支援センターへ移行した際の安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を促進することができます。

また、千葉県産品を利用した地産地消(千産千消)を進めることで、地場産品の消費の拡大が促進されること、健全な食生活を実践することで、児童が食を通じた郷土意識を育めることが見込まれます。

## 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業

認定地方公共団体：茨城県つくば市（平成23年3月～）



### 特定事業の概要

現行法令上での位置づけが明確でない搭乗型移動支援ロボットについて、有効性・安全性等を検証するため、道路交通法による道路使用許可及び道路運送車両法による保安基準緩和の認定を受けることにより、実証実験を行うことができます。

### 事業実施の意義

次世代ロボット産業の育成を目指して、一定エリアの公道において、搭乗型移動支援ロボットの実証実験を行い、社会的な有効性、歩行者等との親和性、実環境における搭乗者の安全性等を実証することを目的としています。

本事業は、高齢化が進む日本の社会構造において、搭乗型移動支援ロボットが、高齢者を含めた国民生活の移動性の向上に大きく貢献する可能性を持っていることや、低炭素社会の実現等の社会的効果を実証できる事例です。

## 規制の特例措置（特定事業）の評価（P9参照）の結果、 全国展開した事例

### 特区研究開発学校の設置事業（教育課程の弾力化）

～ 平成20年4月から全国展開 ～



【特区で活用された例】

小中一貫教育特区：東京都品川区

全国どの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするために、各学校では、文部科学省が定めた学習指導要領等の基準に基づいたカリキュラムを編成しなければなりませんでしたが、この特例措置（平成15年8月）により学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定など、地方公共団体と学校が独自に発想した課題に基づいて、弾力的な教育課程を編成・実施することができるようになりました。

本特例措置は、延べ109特区で活用されてきましたが、現在では全国展開され、学校教育法の目標等との適合性など一定の要件を満たす場合には、文部科学大臣の指定を受けて、地域の特色を活かした教育課程の弾力化が行えるようになりました。

## 主な規制の特例措置（特定事業）

（平成24年11月2日現在：特定事業は概ね年2回程度更新されます。）

関係省庁	特定事業（特定事業番号）
警察庁	<p><b>搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業(105(106・107)・1222)</b></p> <p>一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、一定の公道において、搭乗型移動支援ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。</p>
総務省	<p><b>地方公務員に係る臨時的任用事業(409)</b></p> <p>通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。</p>
法務省	<p><b>外国人技能実習生受け入れによる人材育成促進事業(506(513))</b></p> <p>外国人技能実習生を中小企業等が受け入れる場合には、6人まで受け入れることを可能とする。</p>
財務省	<p><b>特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708))</b></p> <p>農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒(いわゆる「どぶろく」)又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。(濁酒製造における副原料について、新たにそば・アマランサスなどを含む雑穀全般の使用が可能に：平成21年7月)</p> <p><b>特産酒類の製造事業(709(710))</b></p> <p>地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げる。</p>
文部科学省	<p><b>学校設置会社による学校設置事業(816)</b></p> <p>株式会社が学校を設置することを可能とする。</p>
厚生労働省	<p><b>公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)</b></p> <p>公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。(一部全国展開：3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)</p> <p><b>指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業(934)</b></p> <p>近隣において自立訓練又は児童デイサービス事業を利用することが困難な障害者又は障害児が、介護保険法の規定に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。(一部全国展開：基準該当生活介護について、平成22年6月から全国展開。基準該当短期入所について、平成23年6月から全国展開。)</p>
農林水産省	<p><b>農業関連事業普及指導員任用事業(1013)</b></p> <p>農業経営や農産物のマーケティング等のスペシャリストを普及指導員の任用資格を有する者として扱うことを可能とする。</p>
国土交通省	<p><b>長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業(1223)</b></p> <p>フルトレーラ連結車(セミトレーラ連結車のうち、セミトレーラ連結車のけん引自動車の全長及びセミトレーラ連結車の連結装置中心から当該セミトレーラ連結車の後端までの水平距離が、それぞれ12メートル以内であるものを含む。)について、各道路管理者は、車両の長さについて、21メートルを上限値として許可することができる。</p> <p><b>45フィートコンテナ輸送円滑化事業(1224)</b></p> <p>45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)を適用することを可能とする。</p>

【規制の特例措置を活用できる特定事業一覧はこちらから】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/panf/index.html>

## 特区における主な経済的社会的効果について

(平成23年9月末現在)

### 交流による地域活性化

約153万人の日帰り客の増加 (52特区集計分)  
約16万人の宿泊客の増加 (40特区集計分)



### 就業者数の増加

約3,800人の増加 (42特区集計分)



### コスト削減

約172億円のコスト削減 (47特区集計分)



### 生活環境被害の軽減

有害鳥獣の捕獲で狩猟免許所持者の  
監督下で免許不所持者の参加が可能

約1,800頭を捕獲 (8特区集計分)  
(シカ、イノシシなど)



### 救急活動の効率化

平均現場到着時間が約9分  
から約5.8分に短縮

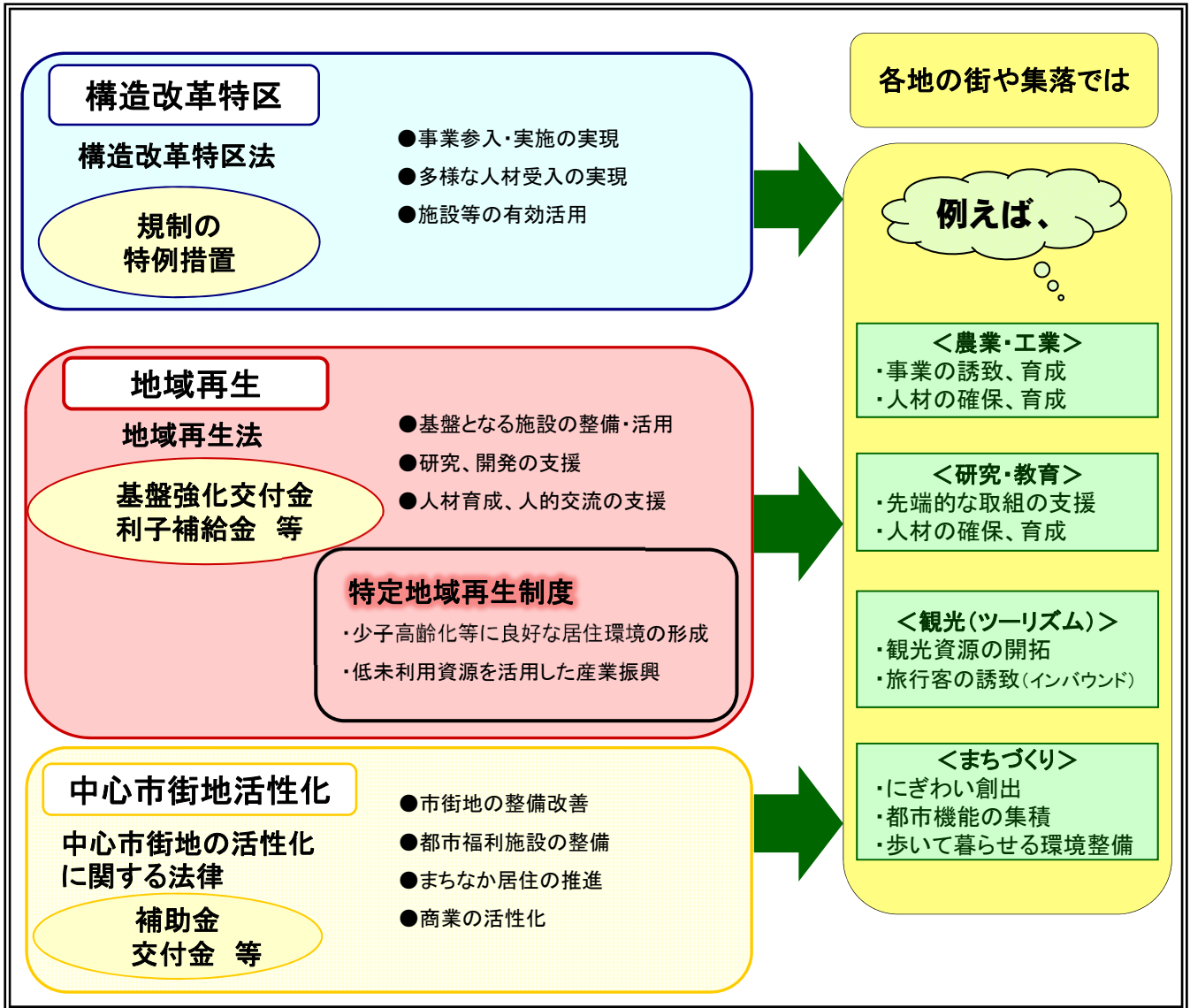
(横浜市)



平成23年9月末現在で認定されている構造改革特区計画(特例措置の全国展開等により既に取り消された計画を除く)334件の地方公共団体に対し、認定後の特区の効果や達成状況について調査を実施しました。

# VI 地域再生制度等との連携について

構造改革を進め、地域を活性化させるためには、特区制度による規制改革と、地域再生制度をはじめとする他の地域活性化策を併せて活用すると一層効果的です。



## 認定

構造改革特区制度の規制の特例措置と併せて、地域再生制度や中心市街地活性化制度の支援措置等を活用する場合、これらの措置を記載した計画を作成の上、一括して認定を申請することができます。



## 特定地域再生制度

特定地域再生制度は、少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が「特定政策課題」として設定して、その解決に取り組む地域を重点的かつ総合的に支援する制度です。

### 特定政策課題

#### ○地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成

- ・居住者の少子高齢化等が進む市街地において、保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり。
- ・居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上。
- ・居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山漁村地域における地域活力の維持・向上。

#### ○地域における未利用・低利用の資源を有効に活用した産業の振興

- ・地域における農林水産物等の有効利用による6次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上。
- ・地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに、省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進。

### 特定地域再生制度との一体的活用に対する支援

#### ○構造改革特区制度

地方公共団体等の取組を妨げているような国の規制について、地域を限定して、これらの規制を改革する制度

#### ○特定地域再生制度

地域の少子高齢化対策・低未利用資源の有効活用という政策課題に取り組む地域に対し、国として重点的に支援する制度

#### ○両制度連携の意義

特定地域再生事業の推進に当たっては、構造改革特区制度による規制の特例措置を併せて適用すること(両制度の連携)により、一層の事業効果の発現、さらに先駆的な取組の他地域への波及を期待

#### ○両制度を活用する事業への支援

地方公共団体において、特定地域再生事業と規制の特例措置について、全体をパッケージとして検討されたものに対して、以下の支援を実施

支援1

#### ○規制の特例措置

特定地域再生計画の認定申請と併せて提案された「新たな規制の特例措置」にあつては、関係府省庁と地方公共団体が協議する場を設け、重点的に関係府省庁との調整を実施します。

支援2

#### ○特定地域再生事業費補助金

併せて活用する規制の特例措置の内容を加味して選定します。

特定地域再生制度・特定政策課題については、地域再生本部ホームページをご覧ください

【地域再生本部ホームページはこちらから】 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html>

## VII 相談・質問など

### 1. 特区制度の活用のための情報

構造改革特区制度については、インターネット上で情報発信しています。  
詳しく知りたい方は、下記サイトにアクセスしてみてください。

#### ● 構造改革特別区域推進本部

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>)

特区に関する関係法令や会議資料等の全般の情報を提供しています。

(詳細はP18)



構造改革特別区域推進本部

検索

Click!

#### ● 地域活性化総合情報サイト (<http://www.chiiki-info.go.jp/>)

地域活性化に係る施策情報、施策事例等について検索ができます。

また、地域活性化に係る イベント情報等を掲載しています。

#### ● 地域活性化統合本部会合 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/>)

地域活性化統合事務局の政策情報や事例等を掲載しています。

### 2. 特区制度に関するお問い合わせ

#### ● メール相談窓口

構造改革特区制度について、お気軽にご相談いただけるメール相談窓口を開設  
しています。

(構造改革特別区域推進本部ホームページ(P18参照)下部の

「ご意見・ご質問の募集」をクリック→フォームに入力後、「送信」ボタンを押してください。)



#### ● 特区エキスパート

各都道府県には、構造改革特区制度の専門家がおりますので、お気軽にご相談ください。

(構造改革特別区域推進本部ホームページ下部の「資料集」をクリック→「特区エキスパートについて」をクリックしてください。)

#### ● 地域活性化統合事務局の各地方連絡室

地域のワンストップ相談窓口として、地方ブロックごとに8つの地方連絡室を運営しています(P1を参照)。構造改革特区制度を始め、地域活性化全般に関する施策について、お気軽にお問い合わせください。

また、「地域活性化伝道師(※)」の紹介・派遣や地方相談会の開催なども行っています。

#### (※) 地域活性化伝道師について

地域活性化に向けた具体的な取り組みを行う地域に対して、地域おこしのスペシャリストである地域活性化伝道師が現地指導・助言を行います。

【地域活性化伝道師はこちらから】 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ouentai.html>

### 3. ホームページの見方について

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

#### 構造改革特別区域推進本部

##### 【お知らせ】

- .....
- .....
- .....

提案の応募方法は、募集の都度、お知らせします。



第〇〇回の認定内容についてはこちらから

構造改革特別区域法を始めとした関係法令を見ることができます。

基本方針別表1の規制の特例措置を活用できる特定事業、基本方針別表2の全国展開された規制の特例措置を見ることができます。

- [根拠](#)
- [開催状況](#)
- [関連閣議決定](#)
- [関連法令等](#)
- [構造改革特区の提案募集について\(第1次～第〇〇次\)](#)
- [構造改革特区の認定申請について](#)
- [認定された構造改革特別区域計画について\(第1回～第〇〇回\)](#)
- [認定された構造改革特別区域計画について\(随時変更\)](#)
- [重点支援特区について](#)
- [評価・調査委員会について](#)

過去の提案や関係府省庁の回答を見ることができます。

特区計画の認定申請の方法を見ることができます。

過去に認定された特区計画を見ることができます。

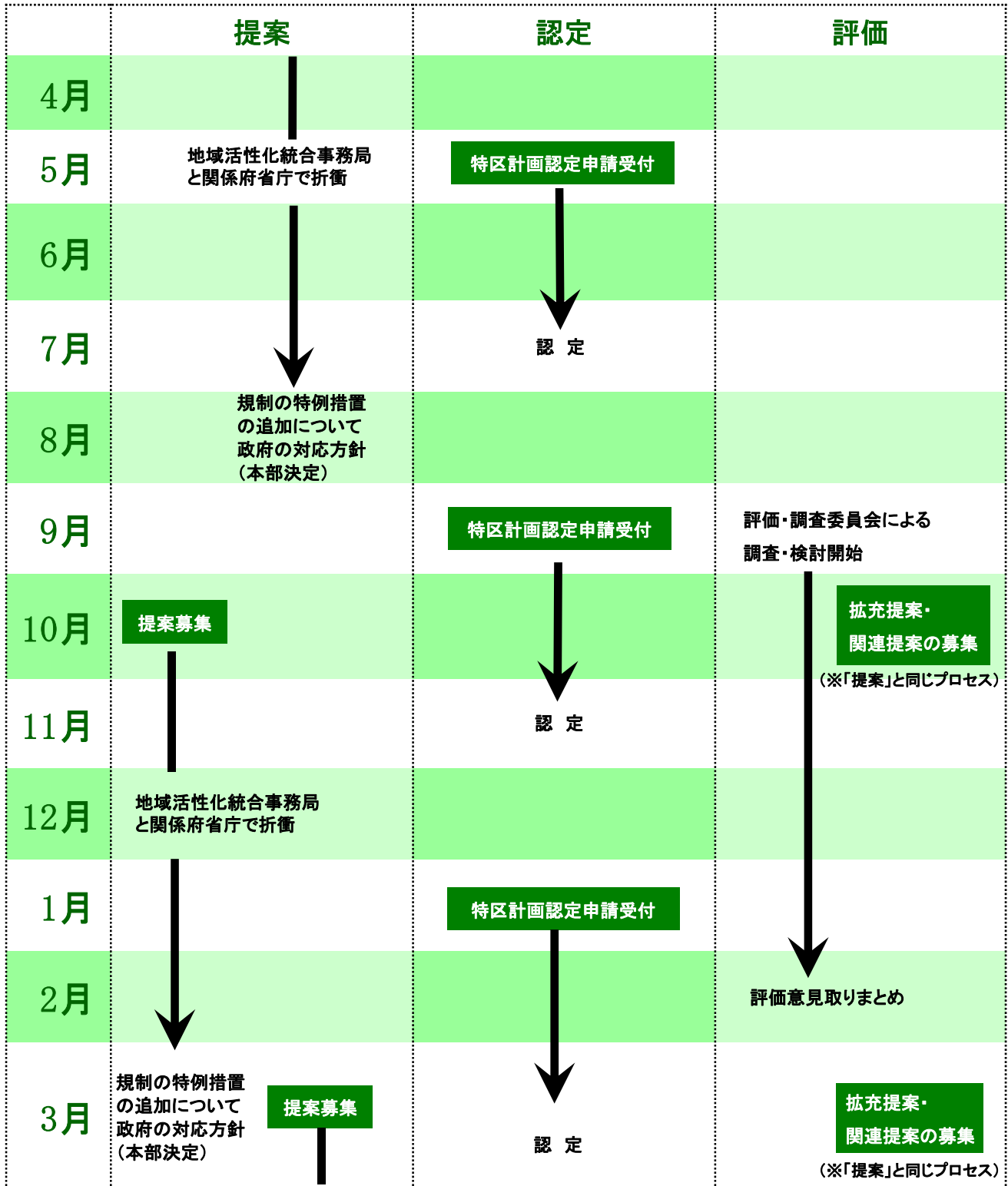
(旧評価委員会、構造改革特区に関する有識者会議についてもこちらをご覧ください。)

- [資料集](#)
- [都道府県版特区制度について](#)
- [法令解釈事前確認制度](#)
- [苦情処理・相談窓口](#)
- [ご意見・ご質問の募集](#)

特区エキスパートについてはこちらからどうぞ。

ご意見・ご質問、メール相談窓口はこちらからどうぞ。

# 構造改革特区スケジュール（予定）



(発行) 内閣官房 地域活性化統合事務局  
内閣府 地域活性化推進室

【平成25年1月版】